

私たちの 企業年金基金 だより

日生協企業年金基金

ホームページにも掲載しています



2024
第38号



世界遺産 シントラの文化的景観(ポルトガル)

首都リスボン近郊にある山あいの街、シントラ。その歴史は8世紀ごろにイスラム教徒のムーア人が城を建設したことに始まる。ゴシックやルネサンスといった様々な様式が混在した宮殿や、中世の城跡などが緑豊かな中に点在し、街全体が1995年文化遺産に登録された。

理事会・代議員会報告

2024年2月14日に第59回理事会・第36回代議員会を開催し、すべての議事について、承認をいただきました。

代議員会の議事事項は以下のとおりです。

議案第1号 規約変更の件

- ・企業年金基金が行う公告に関する規定の整備に伴う変更

議案第2号 2024年度事業計画及び業務経理予算決定の件

- ・2024年度計画は下欄

議案第3号 第5期政策的資産構成割合決定の件及び「運用管理規程」等改定の件

議案第4号 2024年度資産運用方針決定の件 ～関連報告：2024年度付与利率について～

- ・2024年度付与利率（加入中に付与される利率）は、1.0%

報告第1号 代議員・理事の交代報告

報告第2号 規約変更に関する理事長専決処分事項の報告

- ・実施事業所の第2制度実施、加入者資格範囲の限定、労働協約等の変更に伴う規定内容の変更

報告第3号 資産運用委員会規則変更報告

報告第4号 資産運用に関する理事長専決処分事項の報告（規約第83条第4項）

報告第5号 2024年度理事会及び代議員会開催日程報告

- ・理事会 2024年7月18日（木）、2024年11月20日（水）、2025年2月19日（水）
- ・代議員会 2024年7月18日（木）、2025年2月19日（水）

報告第6号 事業運営状況報告

※ 資産運用関係の詳細はp6～7参照

2024年度事業計画

(1) 制度運営

- ①理事会並びに代議員会の機関会議運営を適切に行います。また、監事並びに監査法人による監査を実施し、事業の透明性と適正化を図ります。
- ②加入者への給付を確実に実施するために、事業所と連携して個人情報最新の状態に保つとともに、管理を徹底します。
- ③制度運営に支障が生じないよう法律改正等の情報収集・調査確認を実施し、必要な対応を適切に行います。

(2) システム

- ①基金が保有する加入者情報を企業年金プラットフォームへ提供するためのツールを開発し、本稼働後は適切な情報提供を行います。
- ②PC機器等のリース期間満了に伴う新たな機器構成を検討し作業を進めます。また、企業年金システムの刷新を検討します。

(3) 業務活動

- ①2024年3月31日基準の財政再計算を実施し、結果に基づく対応を適切に行います。
- ②新給付請求事務の振り返り分析を実施し、今後の改善点等を検討します。
- ③主要な適用届出（取得・喪失・月変など）の電子申請システムの導入を検討します。
- ④加入者・受給者向け広報など情報提供の充実に努めます。
- ⑤労働環境の改善と人材育成に努めます。



基金の現況

2024年1月末

事業所数(件)

第1制度	391
第2制度	200

加入者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	26,285	23,112	49,397
第2制度	11,263	4,507	15,770

平均掛金月額(円)

	男子	女子	計
第1制度	4,338	3,324	3,864
第2制度	14,414	12,266	13,815

※第1制度は平均標準給与月額に1.2%を乗じて算出しています。

年金受給者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	1,443	1,447	2,890
第2制度	320	80	400

年金給付(件数：人、金額：千円)

		第1制度	第2制度
老齢給付金	件数	1,440	389
	金額	353,137	191,333
5年年金	件数	476	76
	金額	174,272	42,995
10年年金	件数	708	150
	金額	149,707	71,091
15年年金	件数		56
	金額		32,508
20年年金	件数	256	107
	金額	29,157	44,738
第一経過年金	件数	840	
	金額	11,873	
第二経過年金	件数	155	
	金額	29,797	
旧加算年金	件数	925	
	金額	96,133	
他制度から承継した年金	件数		11
	金額		8,365

一時金給付(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年1月]

		第1制度	第2制度
脱退一時金	件数	1,839	513
	金額	635,083	500,271
選択一時金	件数	541	285
	金額	1,042,817	1,865,977
遺族給付金	件数	28	13
	金額	40,047	79,067
第一経過一時金	件数	92	
	金額	6,694	
他制度から承継した一時金	件数		0
	金額		0

※基金からの一時金は、請求書等に不備が無ければ請求書等が基金に届いてから1ヵ月以内にお支払しています。

給付の繰下(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年1月]

		第1制度	第2制度
繰下	件数	42	13
	金額	65,193	37,858

他の年金制度への移換(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年1月]

		第1制度	第2制度
企業年金連合会	件数	56	21
	金額	24,066	30,156
確定給付企業年金	件数	0	0
	金額	0	0
厚生年金基金	件数	0	0
	金額	0	0
確定拠出年金(企業型)	件数	11	7
	金額	4,777	1,268
国民年金基金連合会(iDeCo)	件数	31	7
	金額	12,709	2,876

福祉給付(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年1月]

死亡弔慰金	件数	23
	金額	690

日生協企業年金基金の給付設計

日生協企業年金基金とは

確定給付企業年金法に基づいて、厚生年金などの公的年金とは別の私的年金として、加入した期間などに基づいてあらかじめ約束した金額を給付する制度です。

給付の種類

基金の給付の種類は事由・加入年数・受給年齢などに応じて異なります。(下表参照)

給付の種類	給付設計			
	支給事由	加入期間	年齢	給付の内容
脱退一時金	退職	3年以上※1	—※2	一括でのお支払い
移換	退職	3年以上※1	—※2	転職先の制度・iDeCo・企業年金連合会など、他の制度へ資金を移す
老齢給付 (一時金・年金)	退職	15年以上	60歳以上	一時金：一括でのお支払い 年金：5年・10年・20年の有期年金から選択※3
遺族給付金	死亡	3年以上※1	—	一括でのお支払い

※1 第2制度の場合、加入期間1ヶ月以上の方が対象となります。

※2 加入期間が15年以上で、年齢60歳以上の方は除きます。

※3 第2制度の場合、5年・10年・15年・20年の有期年金から選択します。

将来の給付額のイメージ

一時金の場合

基金の第1制度の掛金額は給与等の平均額によって決まっており、事業主が全額負担しています。

下表は、加入中の利息が1%で、給与平均に変更がなく、第1制度を「一時金」にて精算する場合の給付額イメージです。

給与平均	加入年数			
	3年	10年	20年	30年
146,000円～155,000円	65,800	227,200	478,200	755,500
310,000円～330,000円	140,400	484,600	1,020,000	1,611,600
485,000円～515,000円	219,300	757,200	1,593,800	2,518,100

(単位：円)

年金の場合

加入期間が15年以上あり、年齢が60歳以上の方は、年金で受給することができます。下表は、加入中の利息が1%で、給与平均に変更がなく、30年加入した場合に第1制度を「年金」にて精算する場合の給付額のイメージです。

給与平均	年金の支払年数(金額は年額)		
	5年	10年	20年
146,000円～155,000円	155,000	79,500	41,700
310,000円～330,000円	330,700	169,500	89,000
485,000円～515,000円	516,700	264,800	139,000

(単位：円)

給付方法などの詳細について

給付方法などの詳細については、当基金のホームページに掲載しております。

下記二次元コードにアクセスいただくか、インターネットにて「日生協企業年金基金」のホームページを検索していただき、「これから請求される方」→「未請求の方」→「給付の詳細」の順でクリックしていただき、掲載ページをご覧ください。



二次元コード
にアクセス

これから請求される方

給付の詳細

1. 一時金

(1) 給付資金を、一括で受け取る給付です。

第1制度は加入から3年以上経過した後、第2制度は加入から1ヵ月以上経過した後には基金を脱退すると、選択できます。

加入

↓

一定の加入期間

↓

一時金を選択

第1制度加入

↓

第1制度加入者期間3年以上

↓

基金を脱退

↓

一時金を選択

第2制度加入

↓

第2制度加入者期間1ヵ月以上

↓

基金を脱退

↓

一時金を選択

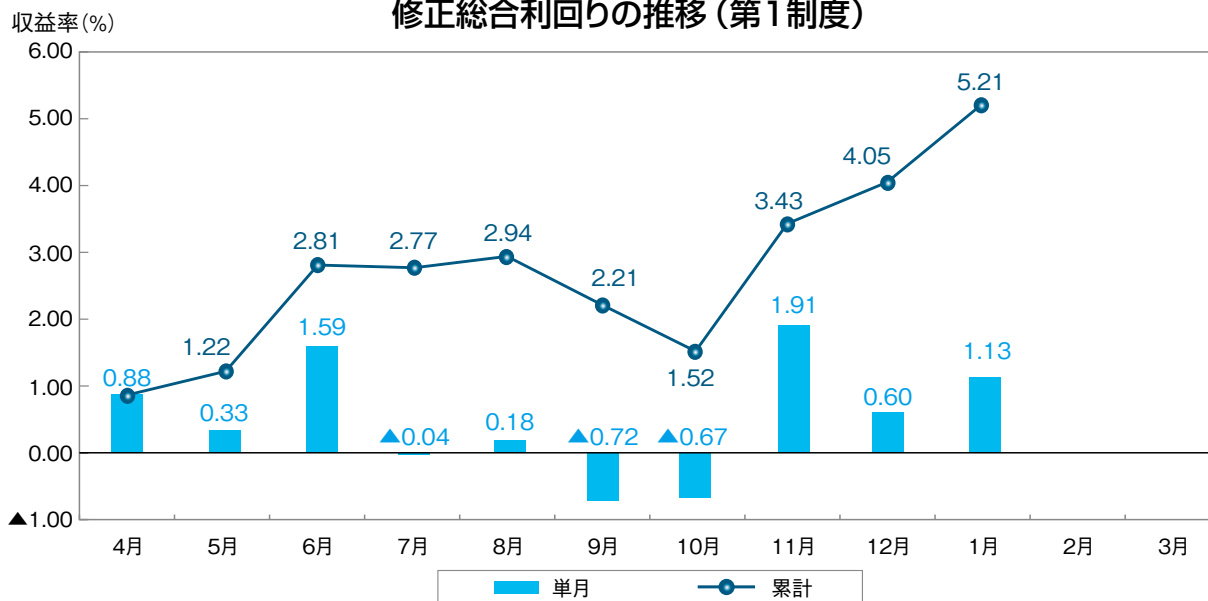
基金を脱退されたときは、必ず給付請求手続きをお願いします！

基金を脱退された場合、加入期間3年以上(第2制度は1ヵ月以上)の方は給付対象となります。事業所もしくは基金からの案内に沿って必ず給付の請求手続きをお願いします。

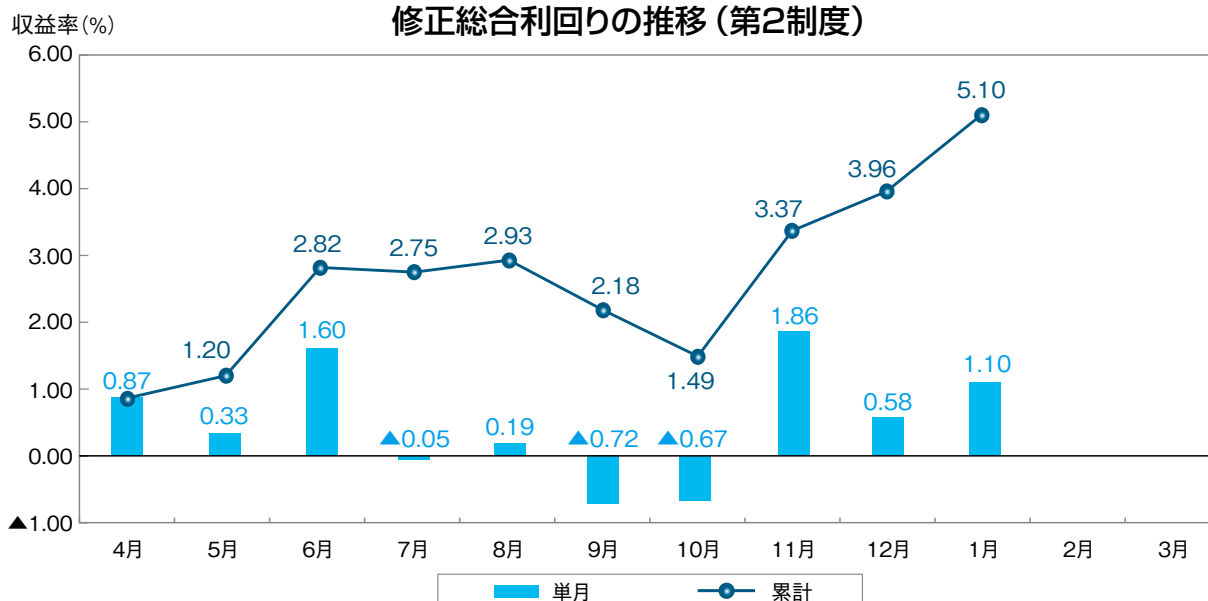
お問い合わせ：フリーダイヤル 0120-604-608

資産運用報告 (2023年4月～2024年1月)

修正総合利回りの推移 (第1制度)



修正総合利回りの推移 (第2制度)



2023年度 (2023年4月～2024年1月) 資産運用概況

2023年度の運用環境について、前年度より続く欧米を中心としたインフレやその落ち着きを図るための中央銀行による金融引き締めから金利は上昇(債券価格下落)し、景気の下振れ懸念の高まりから株式の変動性も増すなど、不透明感の高い運用環境が続きました。

2023年末を迎える頃には、米国を中心として金利上昇の落ち着きが見られはじめたことやこれまでの物価上昇や金融引き締め的一方、今後における底堅い景気への期待感が高まるなどし、2024年に入って債券・株式ともに金融市場は堅調に推移しています。

2024年1月度までの通期実績では、年間の目標(2%)を大きく上回って堅調に推移しています。

引き続き、安定的な資産運用管理に務める所存です。

第59回理事会・第36回代議員会 での確認事項 [資産運用関連]

1. 2023年度資産運用管理の取り組み

- ①運用実績の低迷が見られる運用ファンドについては、運用状況のモニタリングを強化するとともに運用実績に対する期待が低下した運用ファンドについては解約や資産配分調整を行うなど、運用効率の改善を進めました。
- ②これまでの安定的な資産運用管理を継続の上、目標収益率の獲得を目指した「第5期政策的資産構成割合」の策定に向けた検討にも取り組みました（下記「3」をご参照）。

2. 2024年度資産運用方針

- ①第5期政策的資産構成割合の適用に向けた配分調整を進めます。
- ②第5期政策的資産構成割合に基づく資産運用管理により年平均2%の運用目標を達成します。
- ③資産運用モニタリング分析を実施し、必要に応じて運用ファンドを調整し、運用効率の改善を図ります。

3. 第5期政策的資産構成割合の策定

資産運用環境と当基金の年金財政の状況とを照らし合わせた上で今後とも安定的な資産運用管理を実践していくための「第5期政策的資産構成割合」について、以下の内容の通り確認されました。適用期間は2024年度～2029年度となります。

		安定資産(79%)				収益補完資産(21%)	
期待収益率	リスク	世界債権	インカム性資産	一般勘定	短期資産	世界株式	その他
2.00%	3.73%	34.0%	15.0%	27.0%	3.0%	14.0%	7.0%

[資産運用委員会での主な議事内容]

当基金では、効果的な年金運用を目指して外部の有識者を含む「資産運用委員会」を理事長の諮問機関として設置しています。

2023年9月～2024年1月までに実施した資産運用委員会の主な議事内容は次の通りです。
第5期政策的資産構成割合や2024年度の資産運用方針の策定を中心に検討を進めました。

■第65回資産運用委員会（2023年9月22日）／対面開催

【協議事項】

第1号 第5期政策的資産構成割合の策定について

【報告事項】

第1号 「インカム性資産」区分運用ファンドの対応について

■第66回資産運用委員会（2023年11月19日）／対面開催

【協議事項】

第1号 第5期政策的資産構成割合の策定について

【報告事項（資料報告）】

第1号 2023年9月度までの資産運用報告

■第67回資産運用委員会（2023年12月15日）／対面開催

【年金ALM分析結果中間報告】

- ・三井住友信託銀行報告：年金ALM分析結果中間報告（年金負債側分析）

■第68回資産運用委員会（2024年1月19日）／対面開催

【年金ALM分析結果報告】

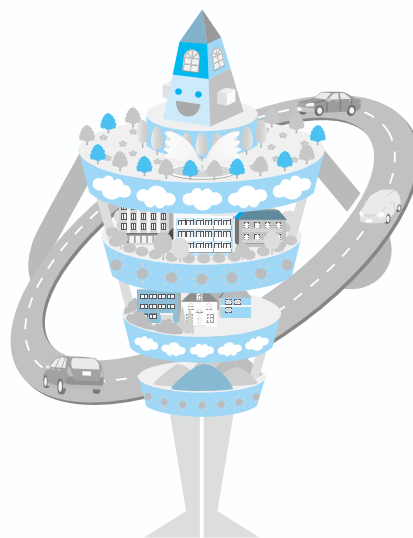
- ・三井住友信託銀行報告：年金ALM分析結果

【協議事項】

第1号 第5期政策的資産構成割合の策定について

第2号 2024年度資産運用方針決定の件 ―関連報告：2024年度付与利率について

第3号 資産運用委員会規則の改定について



日生協企業年金基金(DB)加入者の皆さまへ

2024年12月から法令が変わります



2024年12月以降、iDeCoの拠出限度額が変更され、55,000円からDB掛金相当額と企業型DC掛金額を差し引いた金額まで(上限2万円まで)拠出できるようになります。

※DB掛金相当額、企業型DC掛金額の水準により、iDeCo拠出額が減少・停止となる場合があります。

日生協企業年金基金のDB掛金相当額は以下のとおりとなります。

加入している制度	DB掛金相当額
第1制度加入者	4,000円
第1、第2制度の両制度加入者	19,000円

当基金の制度のみ加入者がiDeCoに加入する(している)場合

第1制度加入者は、 $55,000円 - 4,000円 = 51,000円$

第1、第2制度の両制度加入者は、 $55,000円 - 19,000円 = 36,000円$

となるため、法定限度の20,000円がiDeCoの掛金限度額となります。

※基金のDB掛金相当額は5年に一度実施する基金財政再計算の際に算定し直すことになっています。今回ご案内する金額は2025年3月末までの適用となります。

2025年4月1日から適用される掛金相当額は、2025年2月の代議員会で決定した後に皆様にご案内いたします。

※なお、他のDB制度、企業型DC制度に加入している場合は、各々の掛金(相当)額を含めて計算する必要があります。詳しくは、所属している生協または制度を運営している信託銀行、生命保険会社等にお問い合わせをお願いします。



日生協企業年金基金の連絡先は、以下のとおりです。お電話のおかけ間違い等のないように十分ご注意ください。

日生協企業年金基金

発行日 2024年3月29日



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階
☎ 03(3497)0881 FAX 03(3497)0882
給付請求手続専用フリーダイヤル0120-604-608(平日9:00~17:15)
<https://www.nisseikyokukin.jp/>
←E-mail:coopkikin@work.odn.ne.jp